

## 西東京市新型コロナウイルス感染症対策障害者施設等PCR検査等経費補助金 Q & A

第7版：令和3年10月19日

Q1 市外の事業所で、西東京市が支給決定する方にサービスを提供している場合は、補助金の対象となるか。

A1 対象になりません。この補助金の対象は、都または市の指定を受ける際に事業所の登録上の所在地が西東京市内となっている事業所です（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・放課後等デイサービス・児童発達支援・日中一時支援に限る）。対象の事業所に通所していれば、市外の利用者も対象となります。また、職員も対象の事業所に勤務していれば、市外在位の方も対象となります。

Q2 事業所が市外へ移転したが、補助金の対象となるか。

A2 事業所が市内にある間にPCR検査等を実施した場合は対象となります。

Q3 補助対象期間以前に開始した事業は遡及して補助対象とならないのか。

A3 基本的に以前に実施したPCR検査等は補助対象外となります。

Q4 補助対象のPCR検査等の期間の考え方について教えてほしい。

A4 検体採取日が期間開始日以降で、申請〆切日までに補助金の申請をしたものとなります。

Q5 他の自治体からすでに補助金を受けている場合でも申請は可能か。

A5 この補助金の対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けることはできません。

Q6 検査を実施する際に協力医に立ち会ってもらうが、その報酬は対象となるか。

A6 対象となります。なお、補助額に上限がありますのでご注意ください。

Q7 検査は一人につき何回まで受けることができますか。

A7 検査は各事業所の職員及び利用者につき一人一回のみとなります。  
検査は補助決定額の範囲内であれば、複数回の実施が可能です。

Q8 複数の事業所を利用している利用者が他の事業所で検査している場合は対象となりますか。

A8 対象となります。

Q9 発生届の作成はどこに依頼したらいいですか

A9 かかりつけ医、協力医、その他診断医療機関の依頼をお願いします。

※詳しくは別添のフローチャートをご参照ください。

Q10 事前に検査キットを購入していた場合、購入費は全額対象となりますか。

A10 補助対象期間内に使い切れれば対象となります。一部のみ対象となる例として、事前に検査キットを100個購入し、検査で使用したキットが50個の場合、補助対象費は購入費50個分及びその他検査にかかる経費となります。

Q11 一度申請をした後に、再度追加分で申請することは可能ですか。

A11 原則、申請は1回でお願いしています。現時点の検査人数だけで申請するのではなく、在籍する職員・利用者の人数×2万円で申請していただき、余剰金が発生する場合は、後日、実績報告と検査者リストをもとに還付していただきます。

Q12 検査はいつ実施したらいいですか。

A12 3月31日までに検査を実施したものに限ります。また、補助金申請も同様の期限までとなっています。検査の実施時期については、各事業所の都合で決めていただいても構いません。検査の内容は別添の「新型コロナウイルス感染症 病原体抗体検査の指針」をご確認ください。

Q13 重症化リスクの高い利用者・職員のみを実施する場合も対象となりますか。

A13 一部の方の実施でも対象となります。例えば、職員のみを対象に検査を定期的に行うことも可能ですが、補助金額は在籍する職員・利用者の人数×2万円であるため、その補助金の上限額の範囲内で検査を行ってください。検査を何回実施するかは事業所の判断で決めることができます。

Q14 西東京市が支給決定した利用者であれば、市外の事業所へ通所していても対象となるか。

A14 対象となりません。この補助金の対象は、都または市の指定を受ける際に事業所の登録上の所在地が西東京市内となっている事業所です。例えば、市外在住で市内の事業所に通所している利用者は対象となりますが、市内在住の方が市外の事業所へ通所する場合は対象外となります。

Q15 PCR検査費用が一人当たり3万円かかった場合は全額補助されますか。

A15 基準額2万円を超える場合は内訳として検査費用とそれ以外の費用（医師の立ち合

い費用、送料等) が分けられ、かつ検査費用が2万円までなら全額対象となります。

例1) 検査費用2万円、その他費用1万円の場合 → 全額補助

例2) 検査費用2万5千円、その他費用5千円の場合 → 検査費用の補助上限額が2万円までのため、補助額は検査費用2万円、その他費用5千円の合計2万5千円までの補助となります。

Q16 令和3年度より対象となった訪問系サービスの詳細を教えてください。

A16 新たに居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活サポートが対象となります。ただし、高齢者又は重症化リスクの高い基礎疾患等を有する方にサービスを提供している事業所に限り、職員のみが対象となるためご注意ください。

Q17 令和3年4月から6月にかけて検査を行ったが、申請を失念していた。その場合、令和3年7月から10月分と併せて申請可能か。

A17 可能です。ただし、令和3年4月から6月分の申請を行っていないことが条件になります。既に申請済みで、追加で申請することはできません。該当する場合は担当までご連絡ください。